

<佐世保市役所 市民税課より「法人・事業主の皆様へお知らせ」>

## 佐世保市役所からの依頼

### 個人住民税（市県民税）の特別徴収について

給与所得者の個人住民税は、地方税法及び市税条例の規定により、原則として事業主が特別徴収（給与からの天引き）を行い、市町村へ納入することとされています。

県内全市町と長崎県は、事業主の方に個人住民税の特別徴収を実施していただくための取り組みを行っており、平成 27 年度から個人住民税の特別徴収を完全実施します。（佐世保市では、平成 26 年度から特別徴収の一斉指定を行っています。）

まだ特別徴収を実施されていない事業主の方は、従業員の方の住民税特別徴収のご準備をお願いいたします。

なお、本市に提出いただく給与支払報告書を作成される際は、佐世保市用の総括表様式をご使用いただき、ご提出くださるようお願いいたします。

従業員の **個人住民税** は、

**特別徴収**

で納めましょう!!



 長崎県 税務課

 佐世保市 市民税課

詳しくは、[こちら](#)から